

令和元年度 全国厚生労働関係部局長会議 説明資料

令和2年1月17日(金)
厚生労働省医薬・生活衛生局
(生活衛生・食品安全)

目 次

1. 改正食品衛生法の施行に向けた検討状況について.....	1
2. 「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」の施行に向けた 検討状況について.....	19
3. 水道事業関係予算について.....	21
4. 改正水道法について.....	26
5. 生活衛生関係営業における生産性向上推進事業について.....	30
6. ビルクリーニング業における外国人材受入れについて.....	32
7. 違法民泊対策について.....	34
8. 旅館業法関係について.....	36

1. 改正食品衛生法の施行に 向けた検討状況について

食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年6月13日公布）の概要

改正の趣旨

- 我が国の食をとりまく環境変化や国際化等に対応し、食品の安全を確保するため、広域的な食中毒事案への対策強化、事業者による衛生管理の向上、食品による健康被害情報等の把握や対応を的確に行うとともに、国際整合的な食品用器具等の衛生規制の整備、実態等に応じた営業許可・届出制度や食品リコール情報の報告制度の創設等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 広域的な食中毒事案への対策強化

国や都道府県等が、広域的な食中毒事案の発生や拡大防止等のため、相互に連携や協力を行うこととともに、厚生労働大臣が、関係者で構成する広域連携協議会を設置し、緊急を要する場合には、当該協議会を活用し、対応に努めることとする。

2. HACCP(ハサップ)*に沿った衛生管理の制度化

原則として、すべての食品等事業者に、一般衛生管理に加え、HACCPに沿った衛生管理の実施を求める。ただし、規模や業種等を考慮した一定の営業者については、取り扱う食品の特性等に応じた衛生管理とする。

* 事業者が食中毒菌汚染等の危害要因を把握した上で、原材料の入荷から製品出荷までの全工程の中で、危害要因を除去低減させるために特に重要な工程を管理し、安全性を確保する衛生管理手法。先進国を中心に義務化が進められている。

3. 特別の注意を必要とする成分等を含む食品による健康被害情報の収集

健康被害の発生を未然に防止する見地から、特別の注意を必要とする成分等を含む食品について、事業者から行政への健康被害情報の届出を求める。

4. 国際整合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備

食品用器具・容器包装について、安全性を評価した物質のみ使用可能とするポジティブリスト制度の導入等を行う。

5. 営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設

実態に応じた営業許可業種への見直しや、現行の営業許可業種（政令で定める34業種）以外の事業者の届出制の創設を行う。

6. 食品リコール情報の報告制度の創設

営業者が自主回収を行う場合に、自治体へ報告する仕組みの構築を行う。

7. その他(乳製品・水産食品の衛生証明書の添付等の輸入要件化等)

施行期日

令和2年6月1日(ただし、1. は平成31年4月1日施行、5. 及び6. は令和3年6月1日施行)

改正食品衛生法政省令施行スケジュール (令和元年12月現在)

	2018年	2019年 1～8月	2019年 9～12月	2020年 1～6月
①広域連携	関係機関との調整 8月 パブコメ 11月 省令・監視指導指針公布	要領等決定 協議会開催 第1回 施行		
②HACCP	検討会開催 業界との調整	政令:5/21～6/19 省令:7/26～8/24 WTO通報 パブコメ	政令:10/9公布 省令:11/7公布 引き続き技術検討会で手引書作成 自治体条例改正	2020年6月1日 施行 ※2021年まで 現行基準適用
③営業許可	検討会開催	政令:7/26～8/24 省令:9/11～10/10 WTO通報 パブコメ	政令:10/9公布 省令:12/27公布 自治体条例改正 システム開発(テスト等) 製造・単体テスト → 総合テスト(内部・外部) → 総合テスト(クラウド・受入) → 運用(4月)	2021年6月1日 施行
④リコール	業界、自治体との調整 自治体向け説明会	共同命令:9/30～10/29 WTO通報 パブコメ	省令:12/27公布 自治体条例改正 システム開発(テスト等) 製造・単体テスト → 総合テスト(内部・外部) → 総合テスト(クラウド・受入) → 運用(4月)	2021年6月1日 施行
⑤輸入	原案作成	省令:7/26～8/24 WTO通報 パブコメ	省令:11/7公布	2020年6月1日 施行 ※2021年まで 現行基準適用
⑥指定成分	厚労科研等 業界との調整	薬食審 食安委	WTO通報 パブコメ	成分の指定、 GMP、 健康被害届出 2020年6月1日 施行
⑦容器包装	検討会開催 業界との調整	WTO通報 パブコメ 薬食審 食安委	政令:10/9公布(合成樹脂の指定) 省令:11/7公布(GMP・情報伝達) WTO通報 パブコメ	2020年6月1日 施行 おそれのない量 ポジティブリスト

広域的な食中毒事案への対策強化について

【政省令等の施行スケジュール】

	2018年 11月	2018年 12月	2019年 1月	2019年 2月	2019年 3月			2019年 4月	
施行日政令 ・食品衛生法施行規則 の改正(省令)	【11月26日】 同時公布							4 月 1 日 施 行	第1回広域連携協議会開 催(運営要領を協議会毎に 策定) 4月15日(月):東北 4月16日(火):関東信越 4月17日(水):中国四国 4月18日(木):東海北陸 4月22日(月):北海道 4月24日(水):九州 4月25日(木):近畿
食品衛生に関する監視 指導の実施に関する指 針の改正(告示)	パブコメ	→		【2月8日】 公布					
広域連携協議会の設置 規程及び運営要領 (審議官通知)	関係機関との 調整	→			【3月18日】 設置規程及び運営要領案 の審議官通知発出	(地方厚生局) 運営に関する必要事項を含んだ運 営要領(案)の都道府県等との事前 協議、第1回開催に向けた準備等			
食中毒処理要領、 食中毒調査マニュアル、 統計作成要領等 の改正				関係機関 との調整	【3月13日】 食中毒部会開催	【3月29日】 各種要領、マニュアル改正通知発 出			

【施行日政令】(※2018年11月26日済)

改正食品衛生法の附則第1条第2号に掲げる規定(広域的な食中毒事案への対策強化部分)の施行期日を、平成31年4月1日と定めたもの。

【食品衛生法施行規則の改正(省令)】(※2018年11月26日済)

広域連携協議会は、地方厚生局の管轄区域ごとに、当該地方厚生局並びに当該地方厚生局の管轄区域内の都道府県、保健所を設置する市及び特別区をその構成員として設けることとしたもの。(規則第21条を新設)

【食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針(注)の改正(告示)】(※2019年2月8日済)

国及び都道府県等の連携を法律の連携協力規定に基づいたものとし、さらに、広域的な食中毒事案発生時の連携に関する項目を新設する等の改正を行う。

(注) 監視指導の実施に関する基本的な方向及び監視指導計画の策定に当たり必要な基本的事項を示し、もって、重点的、効率的かつ効果的な監視指導の実施を推進するもの。

これに基づき、厚生労働大臣が輸入食品監視指導計画、都道府県知事等が都道府県等食品衛生監視指導計画を毎年度策定し、これらに従って監視指導を実施する。

【広域連携協議会の設置規程及び運営要領(審議官通知)】(※2019年3月18日済)

・設置規程:改正法の規定に基づき、厚生労働大臣が広域連携協議を設けるに当たり、協議事項、構成員等の必要な規定を定めるもの。

・運営要領:厚生労働省から示すこととしている必要事項例をもとに、協議会毎に本運営要領を検討後、第1回協議会時にて定めるもの。

HACCPに沿った衛生管理の制度化

全ての食品等事業者（食品の製造・加工、調理、販売等）が衛生管理計画を作成

対EU・対米国等輸出対応 (HACCP+α)	食品衛生上の危害の発生を防止するために 特に重要な工程を管理するための取組 (HACCPに基づく衛生管理)	取り扱う食品の特性等に応じた取組 (HACCPの考え方を取り入れた衛生管理)
HACCPに基づく衛生管理（ソフトの基準）に加え、輸入国が求める施設基準や追加的な要件（微生物検査や残留動物薬モニタリングの実施等）に合致する必要がある。	コーデックスのHACCP7原則に基づき、食品等事業者自らが、使用する原材料や製造方法等に応じ、計画を作成し、管理を行う。 【対象事業者】 ◆ 事業者の規模等を考慮 ◆ と畜場〔と畜場設置者、と畜場管理者、と畜業者〕 ◆ 食鳥処理場〔食鳥処理業者（認定小規模食鳥処理業者を除く。）〕	各業界団体が作成する手引書を参考に、簡略化されたアプローチによる衛生管理を行う。 【対象事業者（政省令で規定）】 ◆ 小規模事業者（食品の製造、加工に従事する従業員の総数が50人未満） ◆ 当該店舗での小売販売のみを目的とした製造・加工・調理事業者（例：菓子の製造販売、食肉の販売、魚介類の販売、豆腐の製造販売等） ◆ 提供する食品の種類が多く、変更頻度が頻繁な業種（例：飲食店、給食施設、そうざいの製造、弁当の製造等） ◆ 一般衛生管理の対応で管理が可能な業種（例：包装食品の販売、食品の保管、食品の運搬等）

※ 取り扱う食品の特性等に応じた取組（HACCPの考え方を取り入れた衛生管理）の対象であっても、希望する事業者は、段階的に、食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための取組（HACCPに基づく衛生管理）、さらに対EU・対米国輸出等に向けた衛生管理へとステップアップしていくことが可能。なお、今回の制度化において認証の取得は不要。

※ 生産者団体等が出荷前に選果・選別等と一体的に実施する、皮剥き・洗浄・袋詰め・冷蔵処理・キュアリング・乾燥等の形状変化を伴わない農産物の出荷調製及びCE・RC・農業倉庫における穀類の乾燥・調製・保管業務については、HACCPに沿った衛生管理の制度化の対象としない方針。ただし、清潔で衛生的に食品を取り扱う必要があることから、生産者団体等による自主的な衛生管理を行うものとする。

【国と地方自治体の対応】

- ① これまで地方自治体の条例に委ねられていた衛生管理の基準を法令に規定することで、地方自治体による運用を平準化
- ② 地方自治体職員を対象としたHACCP指導者養成研修を実施し、食品衛生監視員の指導方法を平準化
- ③ 日本発の民間認証JFS（食品安全マネジメント規格）や国際的な民間認証FSSC22000等の基準と整合化
- ④ 業界団体が作成した手引書の内容を踏まえ、監視指導の内容を平準化
- ⑤ 事業者が作成した衛生管理計画や記録の確認を通じて、自主的な衛生管理の取組状況を検証するなど立入検査を効率化

HACCPに沿った衛生管理に係る下位法令への主な委任事項

改正食品衛生法（平成30年6月13日公布）

第50条の2 厚生労働大臣は、営業（器具又は容器包装を製造する営業及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第2条第5号に規定する食鳥処理の事業（第51条において「食鳥処理の事業」という。）を除く。）の施設の衛生的な管理その他公衆衛生上必要な措置（以下この条において「公衆衛生上必要な措置」という。）について厚生労働省令で、次に掲げる事項に関する基準を定めるものとする。

1 施設の内外の清潔保持、ねずみ及び昆虫の駆除その他一般的な衛生管理に関すること。

2 食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための取組（小規模な営業者（器具又は容器包装を製造する営業者及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第6条第1項に規定する食鳥処理業者を除く。次項において同じ。）その他の政令で定める営業者にあつては、その取り扱う食品の特性に応じた取組）に関すること。

②～③ 略

◆食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）の内容をもとに省令を規定

一般的な衛生管理に関すること

1. 食品衛生責任者等の選任
2. 施設の衛生管理
3. 設備等の衛生管理
4. 使用水等の管理
5. ねずみ及び昆虫対策
6. 廃棄物及び排水の取扱い
7. 食品又は添加物を取り扱う者の衛生管理
8. 検食の実施
9. 情報の提供
10. 回収・廃棄
11. 運搬
12. 販売
13. 教育訓練
14. その他

食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための取組に関すること

1. 危害要因の分析
2. 重要管理点の決定
3. 管理基準の設定
4. モニタリング方法の設定
5. 改善措置の設定
6. 検証方法の設定
7. 記録の作成
8. 小規模営業者等への弾力的運用

食品等事業者団体が作成した業種別手引書（令和元年12月11日現在）

既に厚生労働省ホームページで公表しているもの 53業種

下線は、「HACCPに基づく衛生管理」の手引書

【調理】

- 小規模な一般飲食店（（公社）日本食品衛生協会）
- スーパーマーケットにおける調理・加工・販売（（一社）全国スーパーマーケット協会）
- 旅館・ホテルにおける食品の調理（全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会）
- 多店舗展開する外食事業者（（一社）日本フードサービス協会）
- 飲食店等でのソフトクリーム調理（ソフトクリーム衛生協会／日本ソフトクリーム協議会）
- 医療・福祉施設を対象とするセントラルキッチン（（一社）日本医療福祉セントラルキッチン協会）

【製造・加工】

- 蒟蒻原料の製造（全国蒟蒻原料協同組合）
- 米粉の製造（全国穀類工業協同組合）
- とう精及び米穀の販売（日本米穀小売商業組合連合会）
- 精麦及び大麦粉の製造（全国精麦工業協同組合連合会）
- 豆腐の製造（日本豆腐協会）
- 納豆の製造（全国納豆協同組合連合会）
- 煮豆の製造（全国調理食品工業協同組合）
- 生麺類の製造（全国製麺協同組合連合会）
- 乾麺の製造（全国乾麺協同組合連合会）
- 即席めんの製造（（一社）日本即席食品工業協会）
- 蒟蒻の製造（全国こんにやく協同組合連合会）
- ところてんの製造（全国こんにやく協同組合連合会）
- 漬物の製造（全日本漬物協同組合連合会）
- ほしもの製造（ひたちなか・東海・那珂ほしもの協議会）
- パンの製造（（一社）日本パン技術研究所／全日本パン協同組合連合会／（一社）日本パン工業会）
- パン粉の製造（全国パン粉工業協同組合連合会）
- 菓子の製造（全日本菓子協会／全国菓子工業組合連合会／全国和菓子協会／（一社）日本洋菓子協会連合会／協同組合全日本洋菓子工業会）
- 味噌の製造（全国味噌工業協同組合連合会）
- 醤油の製造（日本醤油協会／全国醤油工業協同組合連合会／（一財）日本醤油技術センター）
- 醤油加工品の製造（日本醤油協会／全国醤油工業協同組合連合会／（一財）日本醤油技術センター）

【保管】

- 冷蔵倉庫の管理（（一社）日本冷蔵倉庫協会）

【販売】

- 水産物の卸売（（公財）食品等流通合理化促進機構）
- 水産物の仲卸（（公財）食品等流通合理化促進機構）
- 水産物の小売（（公財）食品等流通合理化促進機構）
- 食肉の販売（全国食肉事業協同組合連合会）
- 青果物の卸売（（公財）食品等流通合理化促進機構）
- 青果物の小売（（公財）食品等流通合理化促進機構）
- 牛乳乳製品等の宅配（（一社）全国牛乳流通改善協会）

- 食酢の製造（全国食酢協会中央会）
- ウスターソース類の製造（（一社）日本ソース工業会）
- 清涼飲料水の製造（（一社）全国清涼飲料連合会）
- ミネラルウォーター類製造（（一社）日本ミネラルウォーター協会／（一社）日本宅配水&サーバー協会）
- 氷雪（食用氷）の製造（日本冷凍事業協会）
- 低温殺菌される容器詰加熱殺菌食品（（公社）日本缶詰びん詰レトルト食品協会）
- 小規模なそうざい製造工場（（一社）日本惣菜協会）
- カレー粉及びカレールウ製造（全日本カレー工業協同組合）
- 寒天の製造（長野県寒天水産加工工業協同組合／岐阜県寒天水産工業組合）
- 魚肉練り製品の製造（全国蒲鉾水産加工工業協同組合連合会）
- 乳・乳飲料の製造（（一社）日本乳業協会）
- 小規模な食肉処理（全国食肉事業協同組合連合会）
- 食肉製品製造（（一社）日本食肉加工協会／日本ハム・ソーセージ工業協同組合）
- 認定小規模食鳥処理場（（一社）日本食鳥協会）
- GPセンター及び液卵製造（（一社）日本卵業協会）
- 食品添加物の製造（（一社）日本食品添加物協会）
- 食品添加物（ガス）の製造（（一社）日本食品添加物協会）
- 冷凍食品の製造（（一社）日本冷凍食品協会）
- いわゆる健康食品の製造（（公財）日本健康・栄養食品協会）

食品衛生管理に関する技術検討会において検討中のもの 17業種

- ジビエ処理施設（日本ジビエ振興協会）
- エキス・調味料の製造（日本エキス調味料協会）
- 青果物の仲卸（公益財団法人食品等流通合理化促進機構）
- 豆腐加工品の製造（日本豆腐協会／一般財団法人全国豆腐連合会）
- ピーナッツを主原料とした製品の製造（一般社団法人日本ピーナッツ協会）
- 多店舗展開を図る食品小売事業者（オール日本スーパーマーケット協会／（一社）日本スーパーマーケット協会／日本生活協同組合連合会／日本チェーンストア協会）
- 温度管理を必要とする加工食品の販売（一般社団法人日本加工食品卸協会／一般社団法人日本外食食品流通協会／一般社団法人日本給食連合会／全国給食事業協同組合連合会）
- 玉子焼きの製造（HACCPに沿った衛生管理で玉子焼きを生産する小規模事業者の協議会）
- アイスcream類製造（一般社団法人日本アイスクリーム協会）
- 乾し椎茸の小分け、加工（全国椎茸商業協同組合連合会）
- 仕上げ茶の製造（全国茶商工業協同組合連合会）
- あんぱ柿の製造（あんぱ柿手引書作成協議会）
- 食用オリーブ油の製造（食用オリーブ油手引書作成協議会）
- 甘藷でん粉製造（全国澱粉協同組合連合会）
- 蕎麦粉の製造（全国蕎麦製粉協同組合）
- 辛子めんたいこの製造（全国辛子めんたいこ食品公正取引協議会）
- 破碎精米及び精米再調製品の製造（全国精麦工業協同組合連合会）

HACCP手引書作成に取り組んでいるもの

- と畜場
- 大規模食鶏処理場（成鶏）
- 水産加工品（缶詰を除く）製造
- 酒類製造
- 等

特別の注意を必要とする成分等を含む食品による健康被害情報の収集

1. 健康食品については、これまで、以下のような健康被害事案が発生。

「プエラリア・ミリフィカ」を含む健康食品には、女性ホルモン様作用をもつ成分等が含まれているが、適切でない摂取目安量が設定されていること等により健康影響が生じていた(5年間で223事例。月経不順など)。

しかし、現行の食品衛生法では、健康食品による健康被害情報の収集が法的に制度化されていなかったため、法的措置を講じるに足る必要十分な情報収集等ができなかった。

※ 食品衛生法では、① 有害・有毒物質を含むことが自明の場合(第6条)

② 食経験が全くない、あるいは通常の摂取方法と異なる方法で喫食させる場合(第7条)

には、販売等を禁止することができることとなっているものの、これらの条文が適用できない場合がある。

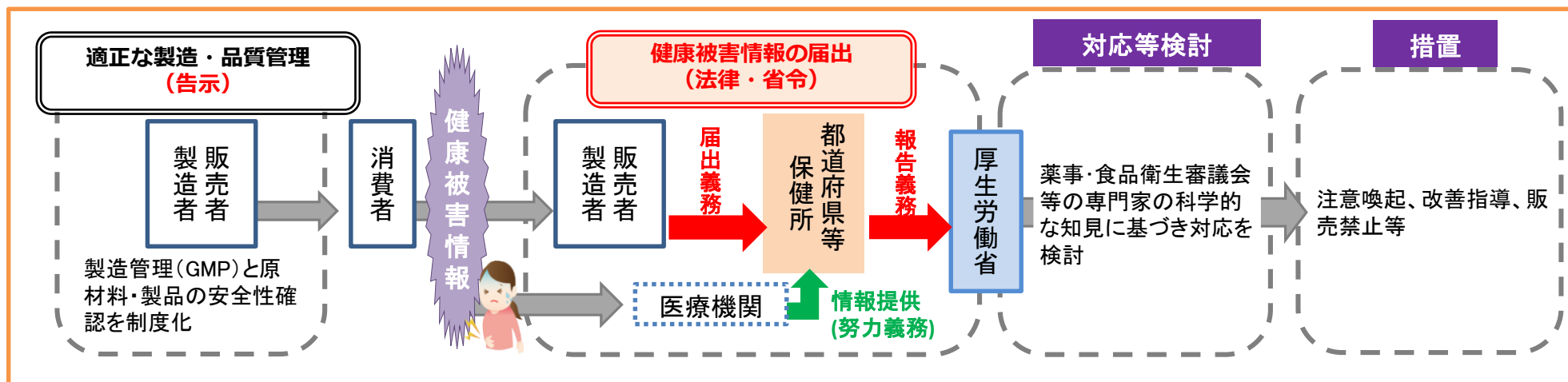
※ プエラリア・ミリフィカは、マメ科のクズと同属の多年生つる植物で、タイ全土に広く分布している。塊根に強い女性ホルモン様作用のある成分が含まれている。「豊胸に良い」「肌に良い」などの効果が期待できたとされていた。

2. そのため、2018年の通常国会において、食品衛生法を改正。以下の制度を導入。(2020年6月1日施行)

特別の注意を必要とする成分等(厚生労働大臣が指定。「指定成分等」)を含む食品について、

- ・食品事業者等は、健康被害があった場合には、その情報を都道府県等に届け出る(都道府県等は届出があった場合には、厚労大臣に報告)。

- ・食品事業者等に、適正な製造管理・品質管理の遵守を求める。



特別の注意を必要とする成分等を含む食品による健康被害情報の収集

○指定成分等

2019年5月20日に開催した薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会（以下「新開発食品調査部会」という。）において、以下の指定成分等（4品目）の案を取りまとめ、パブリックコメント等を終えたところ。所要の手続きを経て、今後、**告示予定**。

- 1 プエラリア・ミリフィカ
- 2 ブラックコホシュ
- 3 コレウス・フォルスコリー
- 4 ドオウレン

○適正製造規範（GMP）の導入

指定成分等含有食品に関する製造・品質管理を徹底させる。

2019年7月1日に開催した新開発食品調査部会において、厚生労働科学研究を踏まえGMPの必要項目案を取りまとめ、パブリックコメント等を終えたところ。所要の手続きを経て、今後、**告示予定**。

<告示骨子>

- ・総括責任者等
- ・製品標準書等
- ・原材料の製造管理及び品質管理
- ・製品の製造管理
- ・製品の品質管理
- ・出荷管理
- ・製造手順等についてのバリデーション
- ・製造手順等の変更
- ・製造手順等からの逸脱
- ・品質情報
- ・自己点検
- ・文書及び記録の保存

（指定成分等含有食品）

第8条 食品衛生上の危害の発生を防止する見地から特別の注意を必要とする成分又は物であつて、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定したもの（第三項及び第六十四条一項において「**指定成分等**」という。）を含む食品（以下この項において「指定成分等含有食品」という。）を取り扱う営業者は、その取り扱う指定成分等含有食品が人の健康に被害を生じ、又は生じさせるおそれがある旨の情報を得た場合は、当該情報を、**厚生労働省令で定めるところ**により、遅滞なく、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長（以下、都道府県知事等」という。）に届け出なければならない。

- ② 都道府県知事等は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を厚生労働大臣に報告しなければならない。
- ③ 医師、歯科医師、薬剤師その他の関係者は、指定成分等の摂取によるものと疑われる人の健康に係る被害の把握に努めるとともに、都道府県知事等が、食品衛生上の危害の発生を防止するため指定成分等の摂取によるものと疑われる人の健康に係る被害に関する調査を行う場合において、当該調査に関し必要な協力を要請されたときは、当該要請に応じ、当該被害に関する情報の提供その他必要な協力をするよう努めなければならない。

○健康被害等の情報収集・届出

2019年7月1日に開催した新開発食品調査部会において、以下の情報収集体制、届出範囲、届出項目、届出時期等について案を取りまとめ、そのうち、届出手続き（**省令事項（下線部）**）について、パブリックコメント等を終えたところ。所要の手続きを経て、今後、**省令改正予定**。

<情報収集体制>

- ・事業者は、健康被害情報の連絡を受けるための体制を整える。表示責任者への情報の集約
安全管理責任者の設置、安全確保業務部門の独立等

<届出範囲>

- ・症状の重篤度にかかわらず、当該指定成分等含有食品による健康被害と疑われるもの
- ・当該指定成分含有食品について、健康被害を生じさせるおそれがある旨の情報

<届出項目>

①情報入手日、②健康被害報告者に関する情報、③製品に関する情報、④製品の摂取状況に関する情報、⑤健康被害の症状に関する情報、⑥医療機関受診に関する情報、⑦医薬品等の摂取状況に関する情報、⑧その他特記事項

<届出時期>

- ・医薬部外品及び特定保健用食品を参考に、死亡を含む重篤な場合は15日、その他の場合は30日を一つの目安

国際整合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備

- 食品用器具・容器包装の安全性や規制の国際整合性の確保のため、規格が定まっていない原材料を使用した器具・容器包装の販売等の禁止等を行い、安全が担保されたもののみ使用できることとする。

現行

- 原則使用を認めた上で、使用を制限する物質を定める。海外で使用が禁止されている物質であっても、規格基準を定めない限り、直ちに規制はできない。

改正後（ポジティブリスト制度）

- 原則使用を禁止した上で、使用を認める物質を定め、安全が担保されたもののみ使用できる。
※合成樹脂が対象

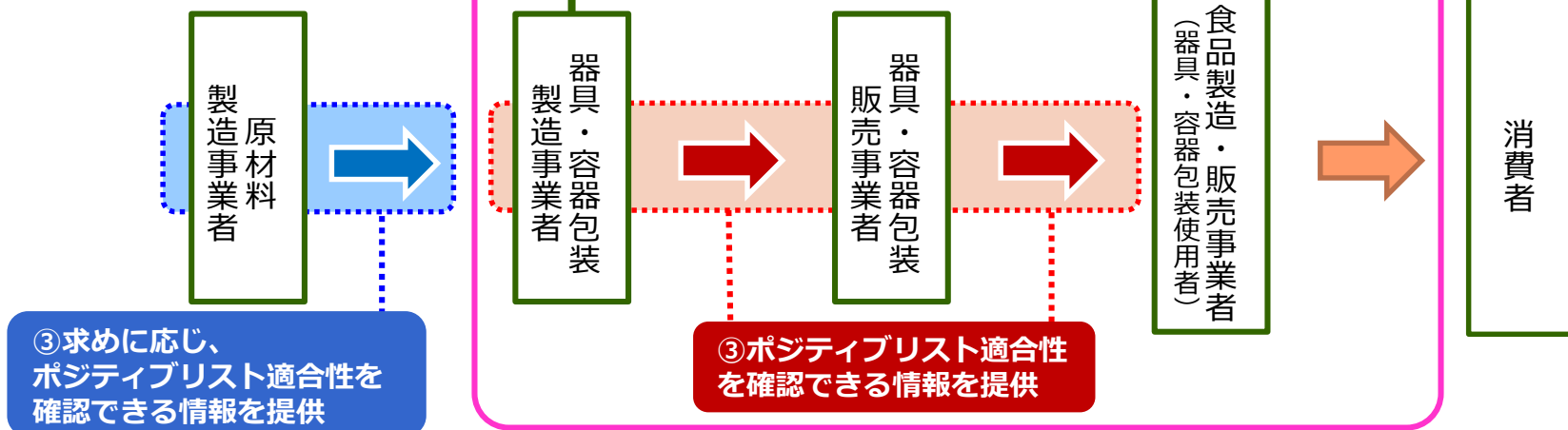
(参考)全体像

①ポジティブリスト制度による国のリスク管理

- ・監視指導（事業者の把握、指導）
- ・輸入監視

②製造管理規範（GMP）による製造管理の制度化

- * 原材料の確認
- * 製品の規格基準への適合確認
- * 製造の記録の保存等
- ※ポジティブリスト対象外の器具・容器包装製造事業者は一般衛生管理を適用



国際整合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備

①ポジティブリスト(告示)

- 令和元年12月23日開催の薬食審・器具容器包装部会において、ポジティブリスト告示案を提示。

＜告示案策定の考え方＞

- ポジティブリスト制度において管理する以下の物質を告示に規定。
 - ・ 合成樹脂の基本を成すもの(基ポリマー)
 - ・ 合成樹脂の物理的又は化学的性質を変化させるために最終製品中に残存することを意図して用いられる物質
- 触媒、重合助剤については、最終製品中に残存することを意図するものではないため、ポジティブリストによる管理ではなく、これまでのリスク管理方法により管理。
- 色材について、現行の告示における管理及び国際整合性を踏まえ、現行の告示において規定される着色料に関する管理方法と同等の考え方を維持し、包括的に規定。
- 物質毎の添加量(含有量)により管理することを基本として、必要に応じて溶出量、その他必要な制限を規定。
- 合成樹脂をその特性や使用実態を踏まえて複数の区分に分類し、区分に応じて添加剤の添加量等を定めて管理。
- 今後、所要の手続きを経て、令和2年2月頃 告示予定
- なお、施行時に既に流通している製品と同じ場合には、規格が未整備の物質も使用可能とする一定の経過措置期間を設ける予定

②製造管理基準(省令)

- 食品衛生法施行規則第66条の5 第1項(一般衛生管理)、第2項(適正製造管理) (令和元年11月7日公布)
事業者により取り扱う製品が多種多様であるため、詳細について一律の基準は定めず、製品に応じた水準の措置を求めることとする。
なお、参考情報として、厚生労働省のホームページに、自主管理ガイドラインを踏まえて業界団体が作成した手引書を掲載している。

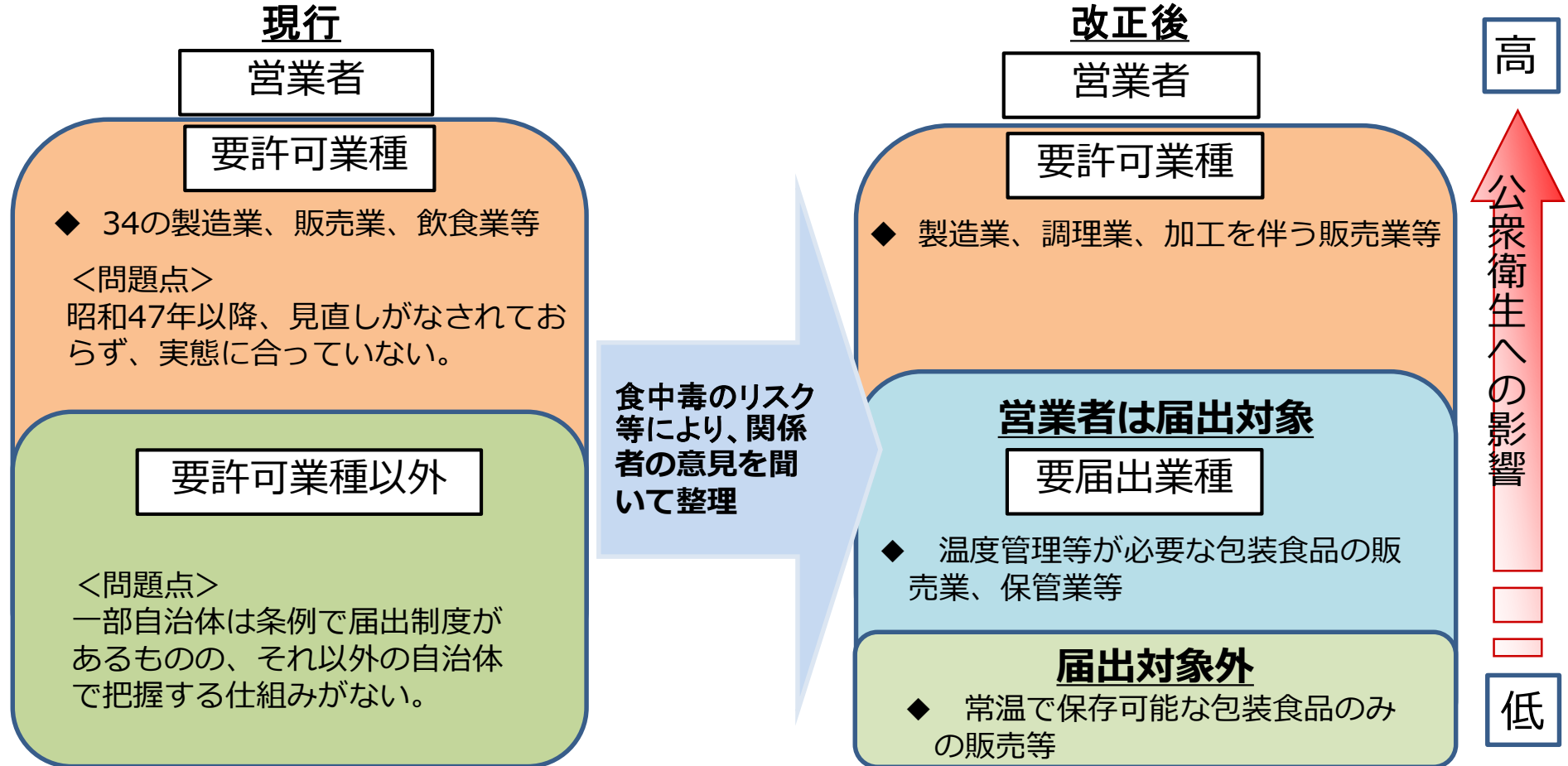
③情報伝達(省令)

- 食品衛生法施行規則第66条の6 第1項、第2項 (令和元年11月7日公布)
営業者間の情報伝達を想定している。
ポジティブリストへの適合性等の確認に資する情報であって、必ずしも個別物質の開示等が必要ではない。
ポジティブリスト制度に適合することを確認するために必要な内容が担保されることを前提として特定しないが、情報の記録・保存等により、事後的に確認する手段を確保する必要がある。手段として、事業者間での契約締結時における仕様書等、入荷時の品質保証書等、業界団体の確認証明書等の活用も可能と考えている。

営業許可制度の見直し及び営業届出制度の創設

営業(者)(法第4条第7項及び第8項)

営業とは、業として、食品若しくは添加物を採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、若しくは販売すること又は器具若しくは容器包装を製造し、輸入し、若しくは販売することをいう。ただし、農業及び水産業における食品の採取業は含まない。営業者とは、営業を営む人又は法人。



- ※ 営業施設の基準は参酌基準として施行規則で規定し、自治体における取扱いを平準化
- ※ 施設基準は、給排水設備、冷蔵冷凍設備などの共通基準に、必要に応じて業種ごとの個別基準を設ける方針
- ※ HACCPに沿った衛生管理の制度化に伴う新たな規定は設けない方針

営業許可業種の見直し（主な変更点）

現行の34許可業種(政令)

- | | |
|---------------|-------------------|
| ① 飲食店営業 | ⑮ 食品の放射線照射業 |
| ② 喫茶店営業 | ⑯ 清涼飲料水製造業 |
| ③ 菓子製造業 | ⑰ 乳酸菌飲料製造業 |
| ④ あん類製造業 | ⑱ 冰雪製造業 |
| ⑤ アイスクリーム類製造業 | ⑲ 冰雪販売業 |
| ⑥ 乳処理業 | ⑳ 食用油脂製造業 |
| ⑦ 特別牛乳搾取処理業 | ㉑ マーガリンショートニング製造業 |
| ⑧ 乳製品製造業 | ㉒ みそ製造業 |
| ⑨ 集乳業 | ㉓ 醤油製造業 |
| ⑩ 乳類販売業 | ㉔ ソース類製造業 |
| ⑪ 食肉処理業 | ㉕ 酒類製造業 |
| ⑫ 食肉販売業 | ㉖ 豆腐製造業 |
| ⑬ 食肉製品製造業 | ㉗ 納豆製造業 |
| ⑭ 魚介類販売業 | ㉘ めん類製造業 |
| ⑮ 魚介類せり売営業 | ㉙ そうざい製造業 |
| ⑯ 魚肉ねり製品製造業 | ㉚ 缶詰又は瓶詰食品製造業 |
| ⑰ 食品の冷凍又は冷蔵業 | ㉛ 添加物製造業 |

新設する業種

- 漬物製造業※
 - 水産製品製造業※
 - 液卵製造業
 - 食品の小分け業
- ※多くの自治体が既に条例で許可業種としている。

統合し、1業種での対象食品を拡大する業種

- 飲食店営業(喫茶店営業を含む)
 - 菓子製造業(パン製造業・あん類製造業を含む)
 - みそ・醤油製造業(みそ加工品・醤油加工品を含む)
 - 食用油脂製造業(マーガリン・ショートニング製造業を含む)
 - 複合型そうざい製造業※
 - 複合型冷凍食品製造業※
- ※HACCPに基づく衛生管理を前提として、菓子、そうざい、めん類等、多品目への対応可

再編する業種

- 密封包装食品製造業(缶詰、瓶詰等の密封包装食品のうち、リスクの高い低酸性食品に限定して許可対象とする)

許可から届出に移行する業種

- 乳類販売業
- 冰雪販売業
- 冷凍冷蔵倉庫業

一部の業態が許可から届出に移行する業種

- 食肉販売業(包装食品のみを販売する場合)
- 魚介類販売業(包装食品のみを販売する場合)
- コップ式自動販売機(屋内設置等、一定の要件を満たす場合)

廃止する業種

- 乳酸菌飲料製造業(乳処理業、乳製品製造業、清涼飲料水製造業の許可で対応)
- ソース類製造業(密封包装食品製造業又は届出の対象)
- 缶詰又は瓶詰食品製造業

食品等のリコール情報の報告制度の創設

- 事業者による食品等のリコール情報を行政が確実に把握し、的確な監視指導や消費者への情報提供につなげ、食品による健康被害の発生を防止するため、事業者がリコールを行う場合に行政への届出を義務付ける。

【報告対象】

(1) 食品衛生法に違反する食品等

法第59条の廃棄・回収命令の対象と同じ範囲であること。

(2) 食品衛生法違反のおそれがある食品等

違反食品等の原因と同じ原料を使用している、製造方法、製造ラインが同一であることで汚染が生じている等として営業者が違反食品等と同時に回収する食品等をいうこと。

【適用除外】

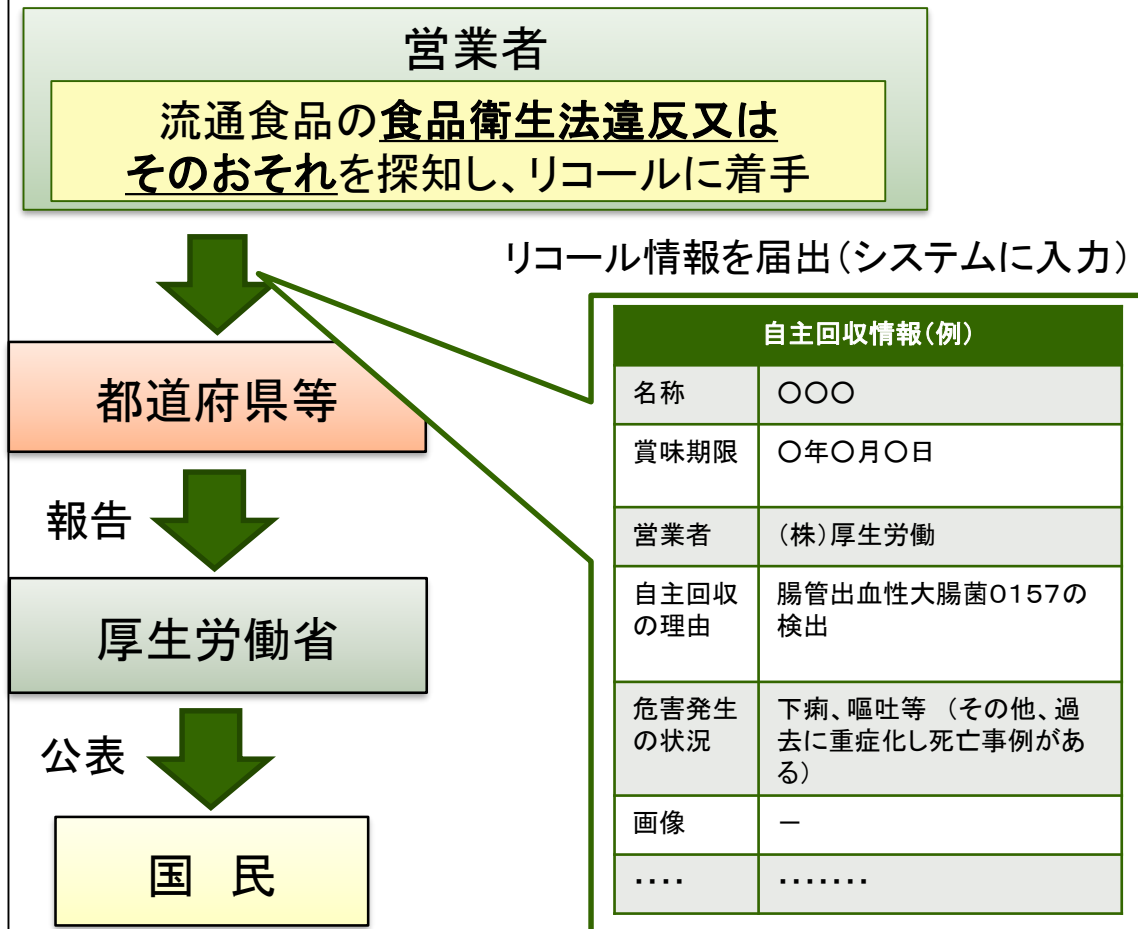
食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合として厚生労働省令・内閣府令で定めるときを除く。

- 当該食品等が不特定かつ多数の者に対して販売されたものでなく、容易に回収できることが明らかな場合

(例) 地域の催事で販売された焼きそばについて、催事場内での告知等で容易に回収が可能な場合 等

- 当該食品等を消費者が飲食の用に供しないことが明らかな場合

(例) ・食品等が営業者間の取引に留まっており、卸売業者の倉庫に保管されている場合
・食品等が消費期限又は賞味期限を超過している場合 等



(監視指導への活用)

- ・データ分析
- ・改善指導
- ・他の商品への拡大の有無等の確認

(消費者への情報提供)

- ・速やかな情報確認
- ・該当品の喫食防止
- ・回収協力

食品等のリコール情報の報告制度のクラス分類

【食品等リコール報告制度の対象範囲】

- ①食品衛生法に違反する食品等
- ②食品衛生法違反のおそれがある食品等



【リコール食品等のクラス分類】

重篤な健康被害発生の可能性等を考慮し、Class I への分類を判断

基本的にClass II に分類

重篤な健康被害発生の可能性等を考慮し、Class III への分類を判断

CLASS I

○喫食により重篤な健康被害又は死亡の原因となり得る可能性が高い場合
(主に食品衛生法第6条に違反する食品等)

(例)

- ・腸管出血性大腸菌に汚染された生食用野菜、ナチュラルチーズなど加熱せずに喫食する食品
- ・ボツリヌス毒素に汚染された容器包装詰食品
- ・アフラトキシン等発がん性物質に汚染された食品
- ・シール不良等により、腐敗、変敗した食品
- ・有毒魚(魚種不明フグ、シガテラ魚等)
- ・有毒植物(スイセン、毒キノコ等)
- ・硬質異物が混入した食品(ガラス片、プラスチック等)

CLASS II

○喫食により重篤な健康被害又は死亡の原因となり得る可能性が低い場合

(例)

- ・一般細菌数や大腸菌群などの成分規格不適合の食品

CLASS III

○喫食により健康被害の可能性が、ほとんど無い場合

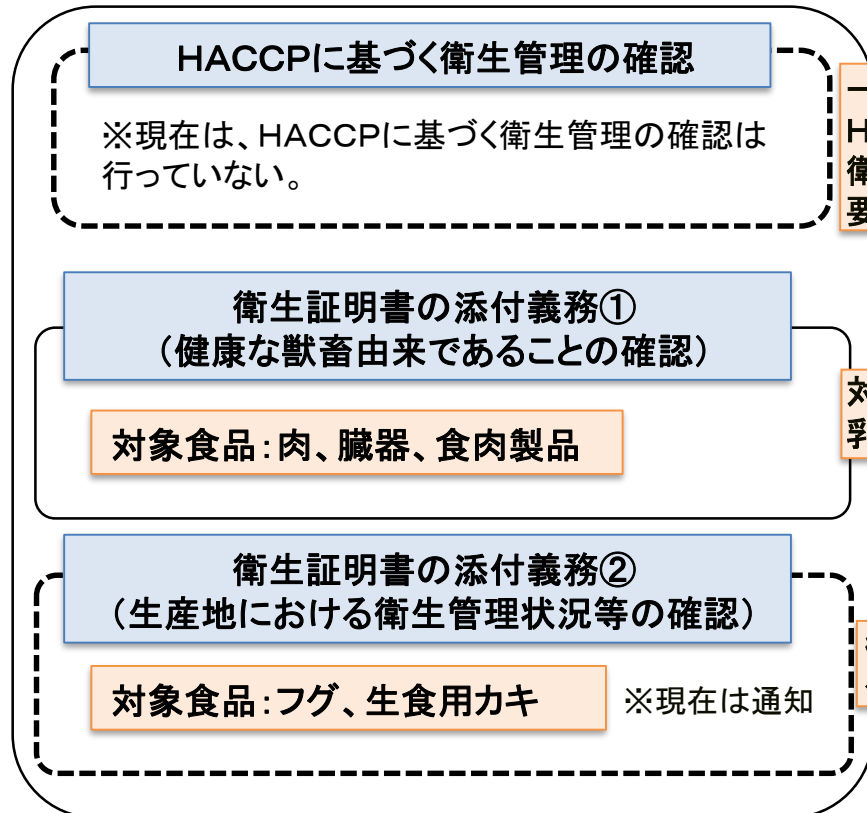
(例)

- ・添加物の使用基準違反食品
- ・残留基準に違反する野菜や果物のうち、その摂取量が急性参照用量を超えないもの

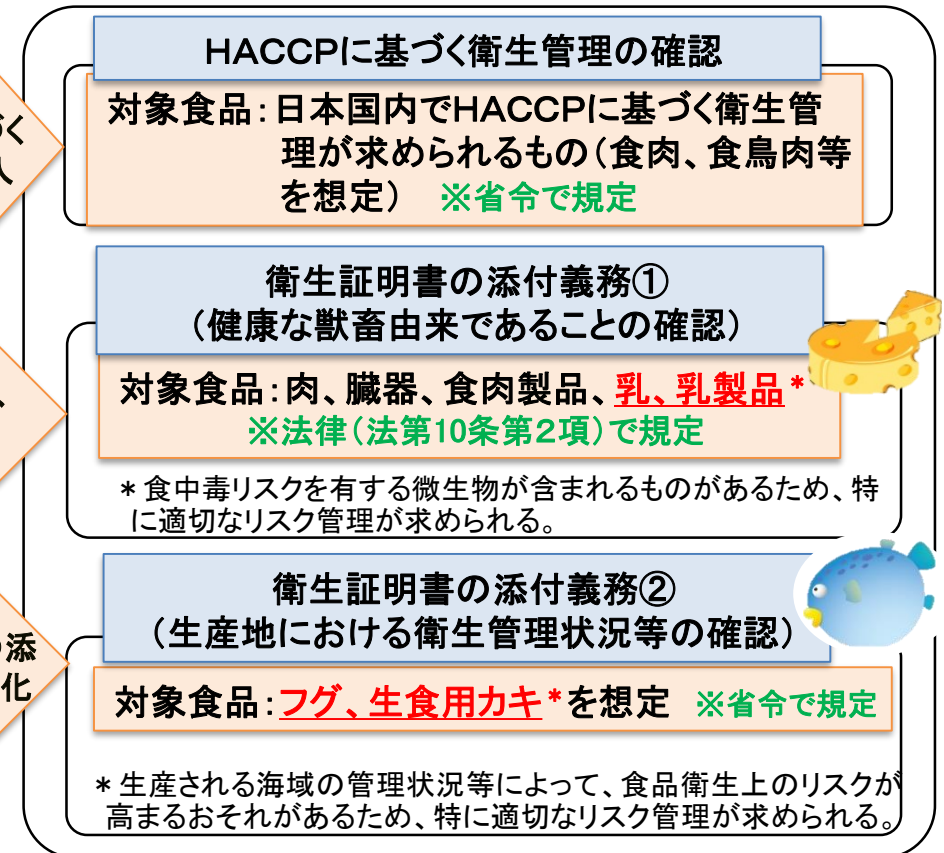
輸入食品の安全性確保

- 輸出国において検査や管理が適切に行われた旨を確認し、輸入食品の安全性を確保するため、HACCPに基づく衛生管理や乳製品・水産食品の衛生証明書の添付を輸入要件化する。

改正前



改正後



施行スケジュール

HACCPに基づく衛生管理の確認・・・2021年夏(2020年6月1日施行+猶予期間1年)

衛生証明書の添付義務①及び②・・・2020年6月1日

食品衛生申請等システムについて

概要

食品等事業者による営業許可等の申請手続の効率化、食品リコール情報の一元管理等の観点から、電子申請等の共通基盤のシステムを整備し、もって飲食に起因する事故の発生を防止し、あわせて食品等事業者の行政手続コスト等の軽減を図る。

○ 平成30,31年度国庫債務負担行為 食品衛生申請等システム開発経費 3.4億円計上

〔食品衛生申請等システム〕 ①～④の機能で構成

① 共通機能

次に記載する②～④に共通する情報(食品等事業者の情報など)を管理する機能

② 食品リコール情報管理業務機能

リコールに伴う回収事案が発生した際に、食品等事業者が回収事案をオンラインで都道府県等へ報告すると共に、国民に情報提供する機能

③ 営業許可・届出業務機能

営業許可申請及び営業届出(変更・更新(許可のみ)・廃業含む)をオンラインで処理する機能

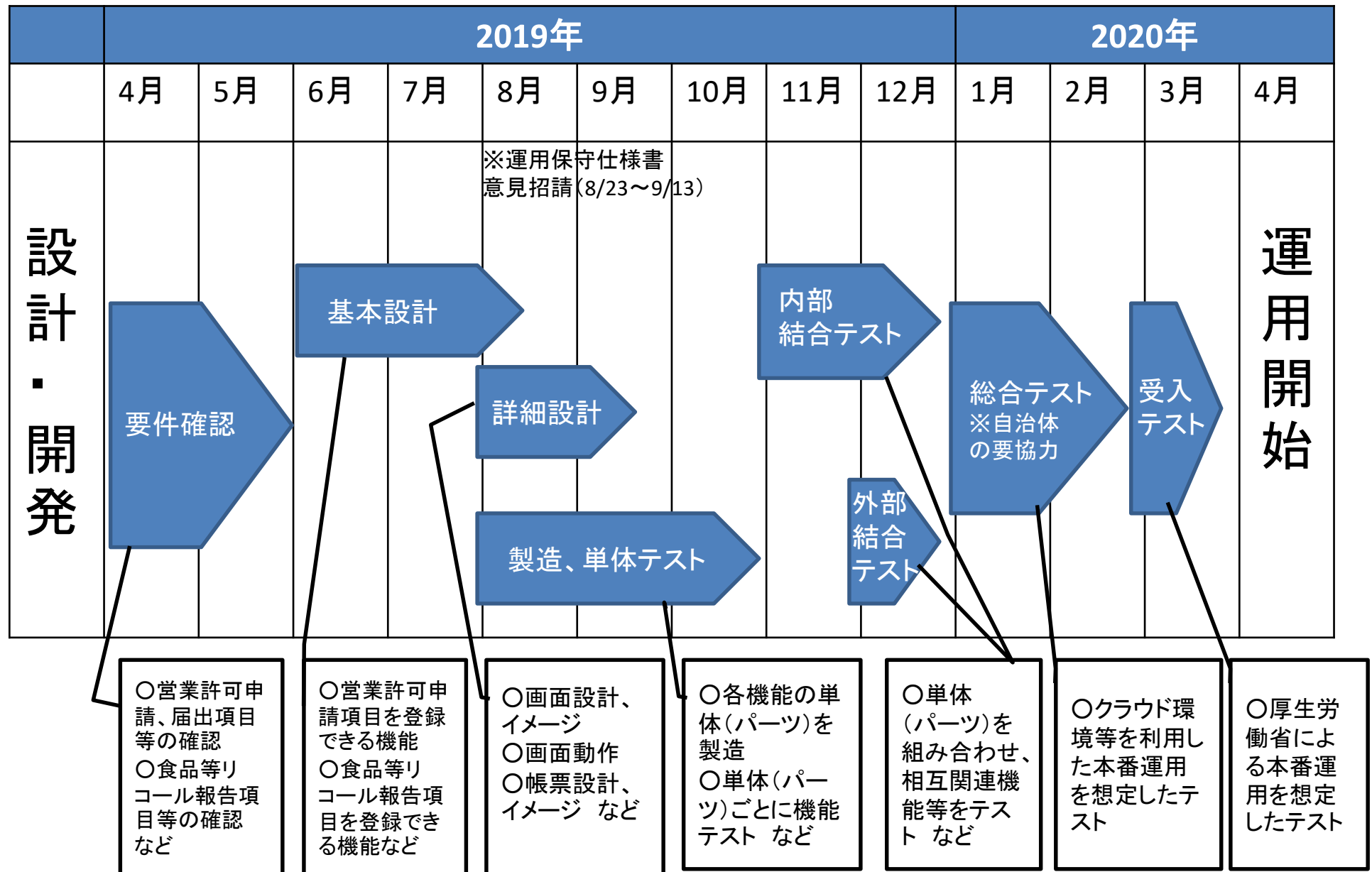
④ 対米・対カナダ輸出牛肉衛生証明書発行業務機能

対米・対カナダに食肉を輸出する際に必要となる衛生証明書の発行管理を行う機能

システムイメージ



食品衛生申請等システムについて(開発スケジュール)



2.「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」の施行に向けた検討状況について

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の概要

1. 背景

- ・農林水産物及び食品の輸出拡大に向け、これまで日本食のプロモーション等の取組を実施。
- ・更なる輸出拡大のためには、輸出先国による食品安全等の規制等に対応するため、輸出先国との協議、輸出を円滑化するための加工施設の認定、輸出のための取組を行う事業者の支援について、政府が一体となって取り組むための体制整備が必要。

2. 法律案の概要

I 農林水産物・食品輸出本部の設置

- ・農林水産省に、農林水産大臣を本部長とし、総務大臣、外務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経産大臣、国交大臣等を本部員とする「農林水産物・食品輸出本部」を設置。
(第3条～第9条)
- ・本部は、輸出促進に関する基本方針を定め、実行計画(工程表)の作成・進捗管理を行うとともに、関係省庁の事務の調整を行うことにより、政府一体となった輸出の促進を図る。
(第4条、第10条～第14条)

II 国等が講ずる輸出を円滑化するための措置

- ・これまで法律上の根拠規定のなかった ①輸出証明書の発行、②生産区域の指定、③加工施設の認定について、主務大臣(※)及び都道府県知事等ができる旨を規定。
(第15条～第17条)
- ・※主務大臣は、農林水産大臣、厚生労働大臣又は財務大臣。
(第43条)
- ・民間の登録認定機関による加工施設の認定も可能とする。
(第17条～第33条)

III 輸出のための取組を行う事業者に対する支援措置

- ・輸出事業者が作成し認定を受けた輸出事業計画について、食品等流通合理化法及びHACCP支援法(※)に基づく認定計画等とみなして、日本政策金融公庫による融資、債務保証等の支援措置の対象とする。
(第34条～第37条)
- ・※食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律(平成3年法律第59号)及び食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(平成10年法律第59号)

IV その他

- ・令和2年4月1日から施行。
(附則第1条)
- ・農林水産省設置法を改正し、本部の所掌事務を追加。
(附則第6条)
- ・IIの輸出証明書発行の規定と重複する食品衛生法の規定を削除。
(附則第5条)

3. 水道事業関係予算について

令和２年度水道施設整備関係予算（案）

（単位：百万円）

区 分	令和元年度 予算額 A	令和２年度 予算（案） B	対前年度 増△減額 B-A	対前年度 比率（％） B/A
水道施設整備費	[101,388] 74,388	(90,457) 69,057	△ 5,331	92.8%
水道施設整備費補助	[28,749] 21,749	(25,749) 18,749	△ 3,000	86.2%
指導監督事務費等	[87] 87	(87) 87	0	100.0%
災害復旧費	[356] 356	(356) 356	0	100.0%
耐震化等交付金	[63,200] 43,200	(56,166) 41,766	△ 1,434	96.7%
東日本大震災	[8,996] 8,996	(8,099) 8,099	△ 897	90.0%
水道施設整備費 ※災害復旧費（東日本含む）を除く	[92,036] 65,036	(82,002) 60,602	△ 4,434	93.2%

注1）：厚生労働省、内閣府（沖縄）、国土交通省（北海道、離島・奄美、水資源機構）、復興庁計上分の総計。

注2）：百万円単位未満を四捨五入しているため、合計額は一致しない。

注3）：令和元年度予算額欄の〔 〕書きは、災害復旧費と東日本大震災を除き、平成30年度補正予算額を含んだ額。

注4）：令和２年度予算（案）の（ ）書きは、災害復旧費と東日本大震災を除き、令和元年度補正予算（案）を含んだ額。

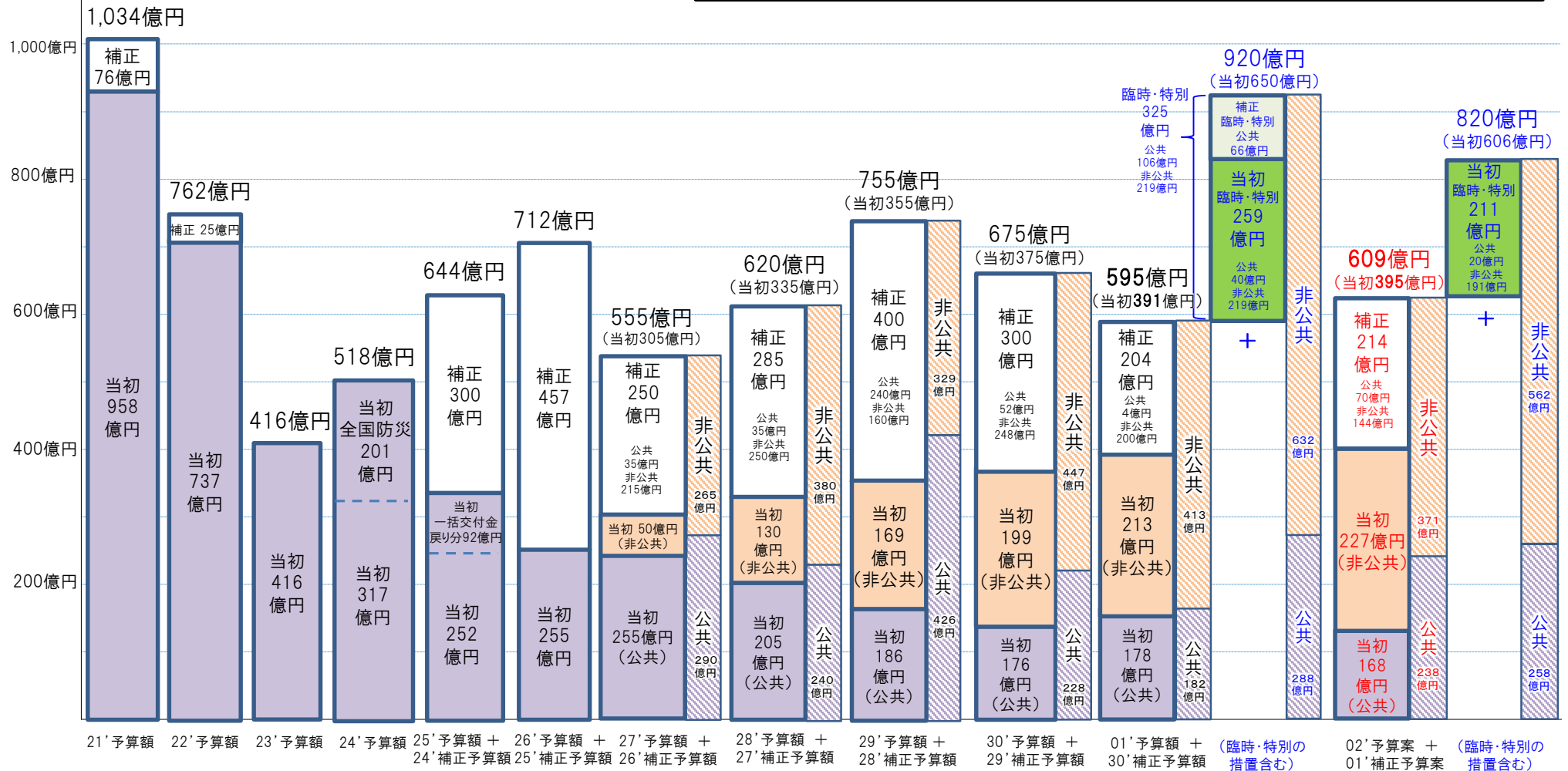
水道施設整備費 年度別推移 (平成21年度予算～令和2年度予算案)

公 共 : 水道施設整備費補助金…簡易水道やダム等の施設の整備事業に対する財政支援

非 公 共 : 生活基盤施設耐震化等交付金

…水道施設の耐震化や水道事業の広域化に資する施設整備事業に対する財政支援

※交付金の創設(平成26年度)以前は当初予算、補正予算ともに水道施設整備費補助金で対応



注1) 内閣府(沖縄県)、国土交通省(北海道、離島・奄美地域、水資源機構)計上分を含む。

注2) 平成25年度以降は、前年度補正予算額を翌年度に繰越し、翌年度当初予算と一体的に執行していることから、当該補正予算額は翌年度の執行可能額に計上。

注3) 億円単位未満を四捨五入しているため、合計額は一致しない。

水道施設の緊急点検を踏まえた災害対策

令和2年度予算案:211億円(公共20億円、非公共191億円)

現状と課題

- 平成30年7月豪雨災害や平成30年北海道胆振東部地震災害を踏まえ、全国の上水道事業等を対象に、重要度の高い水道施設※の災害対応状況について緊急点検を行い、停電・土砂災害・浸水災害・地震により大規模な断水が生じるおそれがあることが判明した施設に対して対策を実施する。 ※ 病院等の重要給水施設に至るルート上にある水道施設
- また、耐震性の低い基幹管路について、耐震化のペースを加速させる。

対応方針

(1) 停電により大規模な断水が生じるおそれがある
浄水場



自家発電設備の設置等の停電対策

補助率:1/4 実施主体:都府県、市町村等の上水道事業者、
水道用水供給事業者

(2) 土砂災害により大規模な断水が生じるおそれがある
浄水場



土砂流入防止壁の設置等の土砂災害対策

補助率:1/3 実施主体:都府県、市町村等の上水道事業者、
水道用水供給事業者

(3) 浸水災害により大規模な断水が生じるおそれがある
浄水場



防水扉の設置等の浸水災害対策

補助率:1/3 実施主体:都府県、市町村等の上水道事業者、
水道用水供給事業者

(4) 耐震性がなく、早急に耐震化の必要がある水道施設
(浄水場、配水池等)



耐震補強等の地震対策

補助率:1/4等 実施主体:都府県、市町村等の上水道事業者、
水道用水供給事業者

(5) 耐震性の低い基幹管路



耐震適合率の目標(2022年度末までに50%)

達成に向けて耐震化のペースを加速

補助率:1/3等 実施主体:都府県、市町村等の上水道事業者、
水道用水供給事業者



土砂流入防止壁のイメージ



浸水災害対策のイメージ



配水池の耐震化工事
(内面からの壁・柱等の補強)

令和2年度予算案及び令和元年度補正予算案における主な制度改正案

：令和2年度当初予算による措置

：令和元年度補正予算による措置

：「臨時・特別の措置」による措置

1. 水道法改正等を踏まえた生活関係施設耐震化等交付金のメニューの拡充【非公共】

①指導監督交付金の対象拡大

令和元年10月1日の改正水道法の施行に伴い策定された「水道の基盤を強化するための基本的な方針」において、水道事業等の運営に当たっては、知識や技術力等を有する人材の確保及び育成が求められている

都道府県が行う以下の事業に要する経費に対して財政支援を実施する

○水道事業者等の**人材育成のための研修事業**

○小規模な水道事業者等に対する**技術者派遣によるOJT事業**

②事業の縮小に伴う施設の統合整備事業の創設

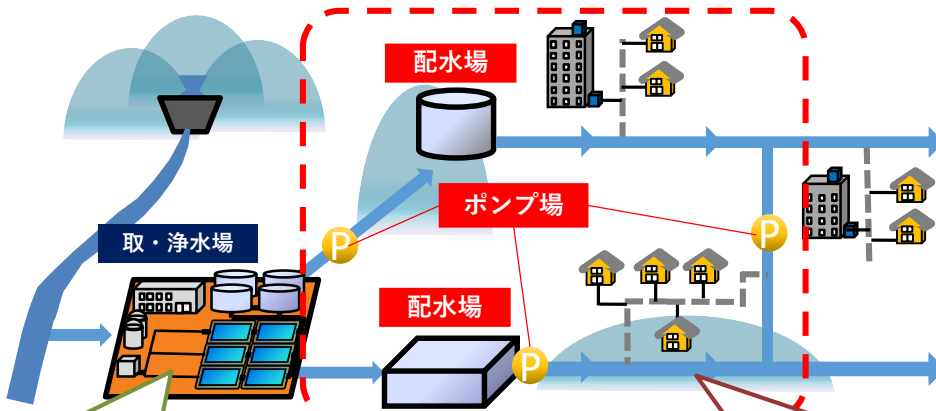
改正水道法に基づき、長期的な視野に立った計画的な資産管理（アセットマネジメント）を行い、更新の需要を的確に把握した上で必要な財源を確保し、水道施設の更新を計画的に行う必要がある

給水人口の減少等給水区域における一般の水の需要を踏まえた事業規模の見直しに伴い、水道事業者等が行う**配水池及び浄水場等の統合整備等を行う事業**に対して、財政支援を実施する

2. 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の拡充【公共・非公共】

令和元年度台風第15号、第19号による被害等を踏まえ、全国の上水道施設・管路に関する緊急対策を更に推進する

①停電・土砂災害・浸水災害対策の拡充【公共】



取水・浄水場について、
停電・土砂災害・浸水災害対策を実施
※ただし1事業者1施設に限る

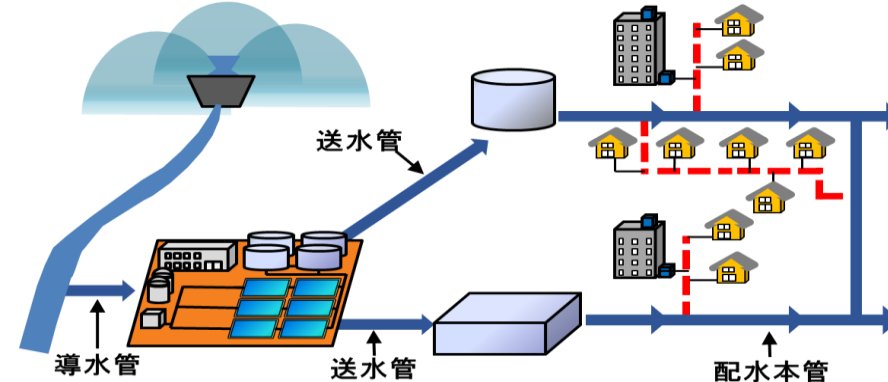
浄水場の下流にある施設
(配水場・ポンプ場)は
対策対象外

断水影響が2千戸以上など影
響が大きい取水・浄水場を対策
の対象にする
※1事業体1施設に限らない

配水場・ポンプ場※を新たに緊急
対策の対象に加えることにより、
対策の効果を発現させる

※取水・浄水場において対策を実施する計画のある施設を対象とする。

②水道管路の耐震化等対策の拡充【非公共】



基幹管路の耐震化は
緊急対策の対象

→ 基幹管路(導水管、送水管、配水本管)
--- 配水支管

配水支管の国庫補助対象は
地域防災計画等において、災
害時に重要な拠点となる病院
等や、災害時要援護者の避難
拠点等の給水優先度が高い施
設に水道水を配水するもの
に限定

左記のほか、
地域防災計画に位置づけられ
ていない学校※や福祉施設等、
公共性が高く社会的影響が大
きい施設に配水するもの
を国庫補助対象に加え、
水道管路の整備を更に促進

※避難所に位置づけられていないものを想定

4. 改正水道法について

水道法の一部を改正する法律(平成30年法律第92号)の概要

改正の趣旨

人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図るため、所要の措置を講ずる。

改正の概要

1. 関係者の責務の明確化

- ①国、都道府県及び市町村は水道の基盤の強化に関する施策を策定し、推進又は実施するよう努めなければならないこととする。
- ②都道府県は水道事業者等(水道事業者又は水道用水供給事業者をいう。以下同じ。)の間の広域的な連携を推進するよう努めなければならないこととする。
- ③水道事業者等はその事業の基盤の強化に努めなければならないこととする。

2. 広域連携の推進

- ①国は広域連携の推進を含む水道の基盤を強化するための基本方針を定めることとする。
- ②都道府県は基本方針に基づき、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができることとする。
- ③都道府県は、広域連携を推進するため、関係市町村及び水道事業者等を構成員とする協議会を設けることができることとする。

3. 適切な資産管理の推進

- ①水道事業者等は、水道施設を良好な状態に保つように、維持及び修繕をしなければならないこととする。
- ②水道事業者等は、水道施設を適切に管理するための水道施設台帳を作成し、保管しなければならないこととする。
- ③水道事業者等は、長期的な観点から、水道施設の計画的な更新に努めなければならないこととする。
- ④水道事業者等は、水道施設の更新に関する費用を含むその事業に係る収支の見通しを作成し、公表するよう努めなければならないこととする。

4. 官民連携の推進

地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、厚生労働大臣の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権※を民間事業者に設定できる仕組みを導入する。

※公共施設等運営権とは、PFIの一類型で、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式。

5. 指定給水装置工事事業者制度の改善

資質の保持や実体との乖離の防止を図るため、指定給水装置工事事業者の指定※に更新制(5年)を導入する。

※各水道事業者は給水装置(蛇口やトイレなどの給水用具・給水管)の工事を施行する者を指定でき、条例において、給水装置工事は指定給水装置工事事業者が行う旨を規定。

施行期日

令和元年10月1日(ただし、3. ②の水道施設台帳の作成・保管義務については、令和4年9月30日までは適用しない)

水道法改正に関する政令・省令・告示・ガイドライン等

改正水道法の施行(令和元年10月1日)にあわせて、政省令を改正するとともに、水道の基盤を強化するための基本方針や各種手引き、ガイドライン等を作成・更新。

政省令・告示	■ 水道法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令 ■ 水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令 ■ 水道法施行規則の一部を改正する省令 ■ 水道の基盤を強化するための基本的な方針
手引き・ガイドライン等	<広域連携> ■ 水道広域化推進プラン策定マニュアル ■ 水道基盤強化計画の作成の手引き
	<適切な資産管理> ■ 水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン
	<官民連携> ■ 水道施設運営権の設定に係る許可に関するガイドライン ■ 水道事業における官民連携に関する手引き(改訂版)
	<その他> ■ 水道事業等の認可等の手引き(令和元年9月版)

上記のほか、日本水道協会において、「指定給水装置工事事業者制度への指定の更新制の導入におけるガイドライン」を作成済(令和元年7月)

改正水道法に基づく広域連携の取組の推進

厚生労働省

基本方針（改正水道法第5条の2）

水道の基盤を強化するための基本的な事項、施設の計画的な更新、健全な経営の確保、人材確保・育成、広域連携の推進等について定める。

＜都道府県・水道事業者等への支援＞

- 計画策定に関するガイドラインの公表、懇談会等における優良事例の横展開等の技術的支援
- 広域連携、耐震化、台帳整備等への財政的支援

都道府県

都道府県の責務（改正水道法第2条の2）

水道事業者等の広域的な連携を推進するよう努めなければならない

基本方針に基づき策定

水道基盤強化計画（改正水道法第5条の3）

水道の基盤強化に向けた具体的な実施計画

水道事業者等の間の広域連携等を含む水道の基盤強化に向けた実施計画であり、計画区域内の連携等推進対象区域を設定し、広域連携を行うに当たり必要となる施設整備の内容等を具体的に定める。

計画区域

連携等推進対象区域①

- ・構成自治体（A市・B市）
- ・連携内容（水道事業の統合等）
- ・施設整備内容（連絡管整備事業）

連携等推進対象区域②

- ・構成自治体（C市・D市）
- ・連携内容（管理システムの統合等）
- ・施設整備内容（システム整備事業）

連携等推進対象区域③

- ・構成自治体（X市・Y市）
- ・連携内容（浄水場の共同設置等）
- ・施設整備内容（浄水場整備事業）

意見

広域的連携等推進協議会（改正水道法第5条の4）

広域的な連携の推進に関して協議を行うために都道府県が設置

（構成員）

- ・都道府県
- ・市町村
- ・水道事業者
- ・水道用水供給事業者
- ・学識経験者、その他都道府県が認める者

水道広域化推進プラン

平成31年1月25日付け総務省、厚生労働省連名通知により、都道府県に対して2022年度末までの策定を要請。
水道基盤強化計画の策定を見据え、多様な広域化のシミュレーションを実施し、その具体的効果を比較した上で、広域化の推進方針及びこれに基づく当面の具体的取組の内容やスケジュール等を記載。最終的には水道基盤強化計画に引き継がれることを想定。

広域化以外の記載事項も検討し、都道府県水道ビジョンに移行可能

相互に反映可能

広域化の記載内容を活用しつつ、充実させることにより策定可能

都道府県水道ビジョン

50～100年先を視野に入れた将来（当面10年程度）の水道の理想像を設定。
その実現に向けて、圏域を設定した上で、広域化、耐震化、水資源の有効活用等、様々な分野に関して今後の方向性を明示。

水道事業者等

- ・ **水道基盤強化計画に基づく広域連携の推進**
- ・ 施設の適切な維持管理
- ・ 水道施設台帳の整備
- ・ アセットマネジメントの実施
- ・ 収支見通しの作成及び公表
- ・ 水道施設の計画的な更新
- ・ 水道事業の基盤強化に向けた取組 等

5. 生活衛生関係営業における 生産性向上推進事業について

生活衛生関係営業における生産性向上推進事業

令和2年度予算額(案) 128,757 千円(124,360千円)

※ 令和元年度補正予算額 75,675千円

1 事業目的

○政府においては、「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)に基づき、2020年までを「生産性革命・集中投資期間」とすることで、中小企業・小規模事業者に対して集中的支援を行うこととされており、本事業により生活衛生関係営業における生産性向上を強力に推進していく。

2 事業概要

【経営者に対して改善行動を促す(自走する)ためには、各種ガイドライン・マニュアルの提示・配布だけでなく、各店の状況に合わせて具体的な行動や手法を「伴走型」で示すことが重要である。】

＜個店の生産性革命＞

- 生産性向上に当たって経営者が抱える課題の解決に向け、具体的な助言や提案を通じて、経営者に経営改善行動を促すことを目指す。
 - ・ 都道府県生活衛生営業指導センター経営指導員と中小企業診断士との連携による生産性向上ガイドライン・マニュアルを活用した個別相談
 - ・ ICT活用研修など生衛業の生産性向上を図るための取組

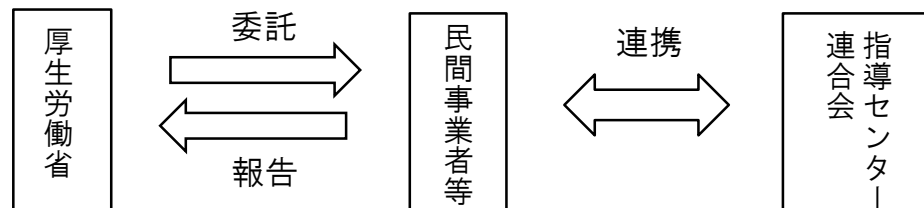
＜地域における生衛業の生産性革命＞

- 個店ごとの経営改善行動を共有し、地域単位における生衛業について、各業種もしくは業種横断的に取り組むべき生産性向上に向けた仕掛けづくりを促す場を設けることで、地域における生衛業の生産性革命を目指す。

＜ガイドライン・マニュアルの更新、コンサルティング能力の向上＞

- ・ 各地域において個別相談会を実施するとともに、そこで集積した課題の調査・検証を踏まえ、ガイドライン・マニュアルの更新の実施
- ・ 経営コンサルティング業者と指導センター等の関係機関が連携し、コンサルティング能力の向上に向けた取組を実施

3 実施スキーム



「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」

一第2章 Society5.0時代にふさわしい仕組みづくりー
(令和元年6月21日閣議決定)

生産性向上に意欲をもって取り組む中小企業・小規模事業者に対して、きめ細かな伴走型の支援を粘り強く行っていくことをはじめ、思い切った支援策を講じる

6. ビルクリーニング業における 外国人材受入れについて

ビルクリーニング分野における新たな外国人材の受入れ

外国人材受入れの必要性

- 建築物衛生法の適用対象となる特定建築物が年々増加する中、ビル・建物清掃員の有効求人倍率は近年高い水準で推移し、平成30年度には3.03に達しており、人材の確保が困難な状況。（ビル・建物清掃員の人数：約80万人（平成27年国勢調査））

※ ビル・建物清掃員の有効求人倍率の推移

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
1.94	2.24	2.64	2.95	3.03

※ 特定建築物の推移（件）

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
44,353	44,801	45,251	45,679	46,210

ビルクリーニング分野特定技能の概要

- **対象となる業務**：建築物内部の清掃
- **技能水準及び日本語能力水準等**：
 - ① 技能水準等：多数の利用者が利用する建築物（住宅の専有部分を除く。）の内部を対象に、場所、部位、建材、汚れ等の違いに対し、作業手順に基づき、自らの判断により、方法、洗剤及び用具を適切に選択して清掃作業を遂行できるレベルであること
 - ・試験名称：ビルクリーニング分野特定技能 1 号評価試験（実技試験）
 - ・実施主体：（公社）全国ビルメンテナンス協会
 - ② 日本語能力水準等：ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有することを、国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験（N4以上）により評価
- ※ ビルクリーニング職種ビルクリーニング作業の技能実習 2 号修了者は、技能評価試験及び日本語能力評価試験のいずれも免除。
- **受入れ見込み数**：最大37,000人を向こう 5 年間の最大値として運用（※14分野合計では最大345,150人）

特定技能の施行状況

- ビルクリーニング分野特定技能協議会を2019年 4 月23日に設置。今後は特定技能所属機関以外を構成員とする運営委員会を定期的に開催する予定。（制度の趣旨や優良事例の周知、大都市圏その他特定地域への集中防止策等について、協議等を行うもの。）（※特定技能所属機関は本協議会の構成員となり、厚生労働省等が行う調査又は指導に対し必要な協力を行う。）
- ビルクリーニング分野特定技能 1 号評価試験の実施状況
 - ① 国内試験は、11月16日～12月 2 日の日程で、受験申請のあった北海道、東京、愛知、大阪、徳島、福岡の計 6 か所において、295人が受験し、合格者は204人（合格率 69.2%）。
 - ② 国外試験は、ミャンマーにおいて12月 7、8 日の日程で177人が受験し、合格者は113人（合格率 63.8%）。その他、試験実施環境が整った国から試験実施を検討。
- 技能実習 2 号修了者による特定技能への在留資格変更については、申請手続中。

7. 違法民泊対策について

違法民泊対策について

民泊の現状

- 平成30年6月15日、民泊に関するルールを定めた住宅宿泊事業法及び違法民泊への取締りを強化する改正旅館業法が施行。
- 住宅宿泊事業の届出住宅数: **20,200件** (令和元年12月11日時点) / 簡易宿所数: **35,452件** (平成31年3月31日時点)
／特区民泊認定数: **3,274施設10,699居室** (令和元年10月31日時点)
- 旅館業法違反のおそれがあると地方自治体が把握している事案は、平成31年3月末時点で**3,555件**であり、法施行前の平成30年3月末時点の8,134件よりは半数以下に**大幅減少**しているものの、依然として違法民泊対策は喫緊の課題。
- 平成31年3月末時点の住宅宿泊仲介業者等68社の取扱件数の合計は**71,289件**で、前回(平成30年9月30日)調査から29,685件増加。うち違法認定件数の合計件数に対する割合は**3%**(前回比約2ポイント改善)。



法施行後の主な取組

(地方自治体への対応)

- 違法民泊取締りに当たって地方自治体から多く寄せられる疑義照会への回答を、**旅館業法FAQ**として取りまとめ、地方自治体に**発出**(平成30年10月15日発出、平成31年4月17日には追記版を発出)。
- **違法民泊の利用・運営の問題点を呼びかける啓発メッセージ**を、厚生労働省HPや旅行者向け情報サイトへ掲載。
- **外国語訳(16カ国語)も作成**し、厚生労働省HPへ掲載したほか、自治体に提供。
- 地方自治体の**違法民泊取締りの事例を収集**し、厚生労働省HPで紹介。
※京都市:無許可営業施設への旅館業停止命令を令和元年10月25日に発出。
⇒違法民泊疑い事案数は、**1,006件(平成30年3月末時点)→24件(平成31年3月末時点)**と大幅減。
※大阪市:大阪府警や大阪府と連携し、違法民泊撲滅チーム(警察官OB30名等)を結成。
⇒違法民泊疑い事案数は、**3,277件(平成30年3月末時点)→412件(平成31年3月末時点)**と大幅減。

(関係省庁間の連携)

- **違法民泊対策関係省庁連絡会議**を定期的を開催して関係省庁における取組を紹介し、情報共有・連携強化に取り組んでいる。
※違法民泊取締り対策に関する連携強化を進めるため、平成30年5月21日に設置。平成30年11月12日に第2回、平成31年3月18日に第3回、令和元年7月17日に第4回を開催。
- 地方自治体と協力して**民泊仲介サイトにおける取扱い物件**について適法性の確認を行い、適法と確認できなかった物件については仲介業者等に対して**削除するよう指導**を行った。
- **厚生労働省HPには、地方自治体の旅館業法許可物件掲載ページを掲載**し、仲介業者に通知。仲介業者が取扱い物件の適法性を速やかに行えるようにした。
- 関係省庁で、**住宅宿泊事業法の届出物件、旅館業法の許可物件、特区民泊の認定施設を一括で管理するデータベースを構築**。
平成31年4月以降は、仲介業者がデータベースの情報との照合を行うことで、適法性の確認作業の効率化、精度の向上が実現。

8. 旅館業法関係について

イベントホームステイ（イベント民泊）について

ガイドライン改訂

○ イベント開催時に自治体の要請等により自宅を旅行者に提供するイベント民泊の旅館業法上の取扱い等について示したイベント民泊ガイドラインを、令和元年12月25日付けで改訂。

○ 改訂内容は以下のとおり。

①通称の変更

イベント民泊の趣旨をより明確にするため、「イベント民泊ガイドライン」を「**イベント民泊ガイドライン（イベントホームステイガイドライン）**」に、「イベント民泊」を「**イベントホームステイ（イベント民泊）**」に変更

②イベントホームステイ（イベント民泊）の実施要件の変更

「宿泊施設の不足が見込まれる」場合のほか、「ホームステイでの宿泊体験を通して、**地域の人々と旅行者の交流を創出する**」ことを目的とする場合もイベント民泊を実施することができるよう要件を変更

ハンセン病に関する正しい知識の普及について

周知のお願い

○ 熊本県において、ハンセン病療養所の入所者がホテルの宿泊を拒否されるという極めて遺憾な事例が発生したことを受け、「ハンセン病に関する正しい知識の普及について」（平成15年11月19日健疾発第1119001号・健衛発第1119001号厚生労働省健康局疾病対策課長・生活衛生課長連名通知）を発出し再発防止に努めてきたところ。

○ 通知の内容は以下のとおり。

① ハンセン病については、飲食や入浴などの日常生活を通じて感染するものではなく、旅館業法第5条第1号及び公衆浴場法第4条にいう「伝染性の疾病」に該当しないこと。

② ①について、改めて営業者等への周知等を行うとともに、各市町村、関係機関、関係団体等に幅広くハンセン病に関する正しい知識の普及と啓発を図り、当該事案が発生しないよう努めること。

医薬・生活衛生局(生食) 施策照会先一覧 (厚生労働省代表電話 03-5253-1111)

施策事項(資料ページ)	所管課室	担当係	担当者	内線
改正食品衛生法の施行に向けた検討状況について	食品基準審査課 食品監視安全課	総務係 総務係	山崎 武 中川 良昭	2485 2475
「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」の施行に向けた検討状況について	食品監視安全課	総務係	中川 良昭	2475
水道事業関係予算について	水道課	簡易水道係	林 幸寛	4027
改正水道法について	水道課	技術係	市川 琢己	4014
生活衛生関係営業における生産性向上推進事業について	生活衛生課	指導係	森田 朱音	2437
ビルクリーニング業における外国人材受入れについて	生活衛生課		北村 牧子	2432
違法民泊対策について	生活衛生課	指導係	森田 朱音	2437
旅館業法関係について	生活衛生課	指導係	森田 朱音	2437